

「旭川市街頭防犯カメラシステムの管理、運用に関する考え方」に対して寄せられた御意見と
旭川市の考え方

- 意見提出手続期間：平成31年2月5日（火）から平成31年3月8日（金）まで
- 意見提出者：8人（個人7，団体1）
- ※ 御意見につきましては、一部読みやすくするため、原文の趣旨を損なわない程度の修正等を行っております。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
1 (団体からの御意見)	周知他，可能な限りの協力をしていく。 設置場所について，三条本通り，三・四仲通6丁目は是非，設置していただきたい。人通りが多く，賑やかな通りである為，抑止力，防犯につながりやすい。	街頭防犯カメラの撮影範囲に含まれる事業主や個人の皆様には，改めて目的や運用方法について周知を行います。 また，設置場所の追加につきましては，今後の運用実績や犯罪発生状況，設置場所の条件等をふまえて検討してまいります。
2	設置予定場所以外に一条～二条通りの5，6丁目間の通り沿いを希望します。私はこの場所に40年以上住み，商売をしていますが，近年，建物が無くなり駐車場が増え人通りもかなり減ってきています。近隣にラブホテルもあり，最近，外国人の方も年々通りを歩くにもよく見かけるようになりました。 是非，検討宜しくお願いいたします。	設置場所の追加につきましては，今後の運用実績や犯罪発生状況，設置場所の条件等をふまえて検討してまいります。
3	いたずらだったり，ケンカなどが最近多発しているので，防犯カメラはあった方が良くと思います。 防犯カメラがあることにより，事件の解決につながったり，抑止効果もあると思うので，賛成します。	街頭防犯カメラは犯罪抑止を目的に設置します。今回の資料としてお示しした「市の考え方」の手順等を要綱として整備し，適切に管理，運用します。
4	設置について賛成。 設置場所について，最低でも該当エリアの事業主や個人に周知すべきと思う。	街頭防犯カメラの撮影範囲に含まれる事業主や個人の皆様には，改めて周知を行い，目的や運用方法について御説明させていただきます。

5	<p>旭川市の管理・運用に関しては問題ないと思います。設置については以前から望んでいましたが、遅いくらいだと思います。</p> <p>地域の安全を守るためにも、早期にお願いしたい。</p>	<p>街頭防犯カメラは犯罪抑止を目的に設置します。今回の資料としてお示しした「市の考え方」の手順等を要綱として整備し、適切に管理、運用します。</p>
6	<p>これらの活動は、行為者に対し一定の抑制効果はあるものの、その効果は限定的で有るとも思われる事から、犯罪の抑止に他都市が導入している街頭防犯カメラの設置を検討した。個人が識別出来る程度の画像（カラー200万画素で検討している）で、マスキング性能を有するカメラを検討している。街頭防犯カメラシステムの管理を適正に行う為、交通防犯課長を「防犯カメラシステム管理責任者」（以下「管理責任者」と言う。）とする。管理責任者は、街頭防犯カメラシステムの設置及び運用が適正に行われる様、事務を統括する。防犯カメラを設置する場所には、防犯カメラが作動している事を通行人が認識出来る様に、見易い形で掲示を行う。防犯カメラ（記録媒体を含む）は、容易に取り外しが出来ない構造で設置する。画像を取り出し保存する為に必要な専用パソコンは、旭川市防災安全部交通防犯課、及び夜間・休日等において緊急を要する犯罪・事故捜査に対応する為、警察署に配置する。又、専用パソコンは、施錠設備が有る保管庫等、適切な場所で保管する。街頭防犯カメラシステム（専用パソコン）を操作出来るのは管理責任者、取扱責任者、取扱者のみとする。画像は、防犯カメラの記録媒体に録画し、常時上書き保存する。データの保存期間は撮影した日は1週間～2週間とする。管理責任者等は、管理上、必要な場合に画像を閲覧、印刷、複製出来る物とする。又、管理責任者が特に必要と認める場合には、管理責任者等以外の者を立ち会わせる事が出来る物とする。警察署に専用パソコンを貸与した場合には、「防犯カメラ画像管理責任者」（以下「画像管理責任者」と言う。）を置く物とし、警察署長がその役割を務める物とする。画像管理責任者は、警察職員の中から、画像</p>	<p>御意見の内容につきましては、お示しした「市の考え方」と概ね同じものと考えております。</p> <p>また、設置場所の追加につきましては、今後の運用実績や犯罪発生状況、設置場所の条件等をふまえて検討してまいります。</p>

	<p>取扱者を選び、画像、及び専用パソコンの管理、運用を補佐させる事が出来る物とする。管理責任者は、画像管理者に対し、貸与した専用パソコンに記録された画像の保存履歴の提出を毎月求め、画像の保存状況の確認を行うものとする。</p> <p>防犯カメラに関わる関係者は、画像に寄り得た個人に関する情報は、之を漏らしてはならない事を明確に定める。上記の他、個人情報に関して必要な事項は旭川市個人情報保護条例、及び旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年旭川市規則第50号）の規定に寄る物とする。管理責任者は、街頭防犯カメラシステムの保守点検、修理等を外部事業者へ委託する場合は、次に掲げる項目のうち必要なものを契約書に規定する物とする。</p> <p>（その他）設置場所は旭川市内15区の設置カメラで検討している。</p>	
7	<p>旭川市では、「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心な街作り条例（平成20年条例第6号）」などの条例制定、関係機関や市民団体と連携した広報・啓発活動をしてきた。又、カメラで撮影した画像は、撮影と同時にモニター（画面）で見る事が出来る監視形式ではなく、カメラ横に設置した記録装置に録画し、専用パソコンでのみ画像を取り出せ、保存して見る事が出来る形式を検討している。管理責任者は、交通防犯課の職員から「防犯カメラシステム取扱責任者」（以下、「取扱責任者」と言う。）を指定し、業務を補佐させる事が出来る。管理責任者は、管理を受託する事業者の内から、「防犯カメラシステム取扱者」（以下、「取扱者」と言う。）を指定する事が出来る。取扱者は、管理責任者・取扱責任者の指示・監督の下、街頭防犯カメラシステムの利用に関する事務を行う。防犯カメラは常時撮影を行う。防犯カメラ（記録媒体を含む）及び専用パソコンにはパスワードを設定し、パスワードは定期的に変更する。画像を取り出し保存する為に必要な専用パソコンは、旭川市防災安全部交通防犯課、及び夜間・休日等において緊急を要する犯罪・事故捜査に対</p>	<p>御意見の内容につきましては、お示した「市の考え方」と概ね同じものと考えております。</p> <p>また、設置場所の追加につきましては、今後の運用実績や犯罪発生状況、設置場所の条件等をふまえて検討してまいります。</p>

	<p>応するため、警察署に配置する。又、専用パソコンは施錠設備がある保管庫等、適切な場所で保管する。</p> <p>画像の編集及び加工はしない。防犯カメラの記録媒体を廃棄する際には、粉碎、溶解等、画像の再現が不可能になる措置を講じる。次の①～③の場合を除いては、管理責任者は画像を第三者に閲覧、提供出来無い物とする。①画像から識別される特定の個人の同意が有る場合。②法令等の定めによる依頼があった場合。(照会は原則として文書による。)③人の生命、身体又は財産の安全を保護するため、緊急かつやむを得ない理由がある場合。画像管理責任者は、及び専用パソコンについて適切な管理、運用を行う物とする。画像管理責任者は、早朝、夜間、休日、祝日、週休日において、緊急を要する犯罪捜査のため特に必要があると判断する場合には、先述 ((4)画像の利用と提供の制限について) の手続きに拠らず、画像取扱者に命じ、専用パソコンを用いて画像を取り出し、複製することができるものとする。この場合も、画像管理責任者(警察署長)は、遅滞なく、管理責任者(旭川交通防犯課長)に申請書を提出しなければならないものとする。管理責任者は、定期的に全防犯カメラのアクセス状況を確認し、画像管理責任者から提出された履歴について確認する。管理責任者は、街頭防犯カメラシステムの保守点検、修理等を外部事業者に委託する場合は、次に掲げる項目のうち必要な物を契約書に規定する物とする。</p> <p>(その他) 設置場所は旭川市内15区の設置カメラで検討している。</p>	
8	<p>警察に管理・運営を任せるなんて論外です。絶対反対です。</p> <p>緊急を要するときは、自由に見ることができるわけですか。</p> <p>現在は防犯カメラは設置されていませんし、あくまでも捜査に必要な補助的なものです。</p> <p>緊急を要するといった概念自体が存在しませんし、そもそも警察にパソコンを設置するのは理解できません。</p>	<p>街頭防犯カメラは犯罪抑止を目的に設置するものであり、市が設置する街頭防犯カメラシステムの管理、運営は市が主体となります。</p> <p>警察が専用パソコンを用いているのは、市の開庁時間外で緊急を要する犯罪捜査のために必要がある場合など限</p>

	<p>警察は大きな権限を持っています。警察の恣意的な運用で、市民が監視される可能性は排除できません。防犯カメラを見る必要があるなら、市役所に書面を持参して見に来ること。これが絶対条件。</p> <p>税金の使用はやめていただきたい。そんな金があるなら、除雪をきちんとやってください。</p>	<p>定期的な運用となるように市と警察の間で協定を交わします。</p> <p>警察への画像提供は、法令等の定めのある場合で文書での照会により行うことを原則とします。市の開庁時間外に警察が専用パソコンを使用する場合も所定の手続を定めます。</p> <p>また、事業の優先順位についての御意見は、参考とさせていただきます。</p>
--	---	---